

社会福祉法人後樂園 役員報酬規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人後樂園（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（役員報酬）

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

（費用弁償）

第3条 役員等が理事会・評議員会への出席、法人業務に携わったときは、費用弁償（日当・交通費・宿泊費・その他の経費）として、以下の通り支給する。

2 役員等が理事会・評議員会への出席において、施設長等の施設職員が役員の場合には、第1項は適用しない。

3 交通費の実費が次の費用弁償・日当額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

（1）理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償・日当額並びに、監事が監査を実施した場合の費用弁償・日当額

費用弁償 日当額	相生市・たつの市・赤穂市 上郡町・太子町・姫路市	2, 0 0 0 円
費用弁償 日当額	その他市	3, 0 0 0 円

（内訳）

第4条 費用弁償の内訳として、日当、交通費、宿泊費、夕朝食費及びその他の費用に区分する。

2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。

3 宿泊費は宿泊に伴う室料、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。

(支給方法)

第5条 役員等が理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時、費用弁償・日当額並びに費用弁償・日当額を越えた場合の交通費・宿泊費は、次のとおりの手順で支払うものとする。

2 費用弁償・日当額は、役員等が理事会・評議員会への出席時、速やかに支給する。

3 日当額並びに費用弁償・日当額を越えた場合の交通費・宿泊費は、法人所定の旅費計算書によって算出された交通費・宿泊費を精算し、現金及び銀行振込等によって支給する。

ただし旅費計算書の提出のないものについては、領収証等の支払いの証明をできるものをもって、支給することができる。

(通信費等、費用弁償)

第6条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(改正)

第7条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(附則)

この規定は平成29年4月1日から適用する。

社会福祉法人後楽園 役員旅費規程

社会福祉法人後楽園役員が理事会・評議員会への出席、法人業務に携わったときの旅費として、以下の通り支給する。

区 分	支 給 額
日 当	社会福祉法人後楽園 役員報酬規程の通り
交通費	実費 ※ 但し車費については別紙、役員旅費 計算書に基づき支給
宿泊費	一泊 10,000円
夕朝食費	一泊 2,000円
その他の費用	実費

この規定は平成29年4月1日から適用する。

※ この規定は、国家公務員等の旅費に関する法律における日当、宿泊料、食卓料の規程額を参考に決定した。

社会福祉法人後楽園の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、法人の運営管理に係る理事、監事及び評議員（以下、役員等という）の理事会、評議員会への参加に係る費用弁償（交通費等）に関する事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 役員等が理事会・評議員会への出席、法人業務に携わったときは、費用弁償（交通費・宿泊費・その他の経費）として、以下の通り支給する。

- 2 役員等が理事会・評議員会への出席において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

(費用弁償内訳)

第3条 費用弁償の内訳として、交通費、宿泊費、及びその他の費用に区分する。

- 2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。
- 3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。

(交通費・宿泊費支給方法)

第4条 役員等が理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費・宿泊費は、次のとおりの手順で支払うものとする。

- 2 法人所定の旅費精算書によって算出された交通費・宿泊費を理事会・評議員会への出席時、現金をもって精算し支払う。

ただし旅費精算書の提出のないものについては、領収証等の支払いの証明をできるものをもって、現金で支払うことができる。

(通信費等、費用弁償)

第 5 条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書等をもって実費を現金にて支給する。

(改正)

第 4 条 この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人後樂園理事会の議決を経て評議員会の承認を得るものとする。

(附則)

この規定は平成 29 年 4 月 1 日から適用する。